

想定される犯罪被害者等への支援について

■犯罪被害者等への経済的支援等を実施する場合の前提

原則として、国の犯罪被害者給付制度の対象者を支援対象とする

制度概要

故意の犯罪行為^{※1}により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病、障がいという重大な被害を受けた犯罪被害者^{※2}に対して、犯罪被害者等給付金^{※3}を支給し、社会の連帯共助の精神に基づき、精神的、経済的な打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するもの

※1 基本的な犯罪

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（ただし、緊急避難、心神喪失及び心神耗弱、責任年齢により罰せられない行為を含み、正当行為、正当防衛により罰せられない行為及び過失による行為を除く）

※交通事故は、故意となる危険運転致死傷などが該当

※2 基本的な犯罪被害

- ア 犯罪による死亡
- イ 犯罪による重傷病
 - ・療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷または疾病をいい、精神疾患である場合には、療養の期間が1ヵ月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であること
- ウ 性犯罪による被害
 - ・強制性交等、準強制性交等、監護者性交等の被害（これらの未遂を含む）

※3 支給額

遺族給付金 320万円～2,964万円
 重傷病給付金 上限120万円
 障害給付金 18万円～3,974万円
 （上記支給額は、犯罪被害者等給付金の支給対象額である）

※犯罪被害者等給付金は、原則、犯罪の確定判決が支給要件であるため、犯罪の発生から支給までに数年掛かる場合がある。

➡地方自治体は、**犯罪被害直後**の犯罪被害者等に対する経済的・精神的負担の軽減を図ることが求められる。

□経済的・心理的な犯罪被害者等への支援を実施時に想定される支援制度

	見舞金（支援金）			損害賠償請求関連	生活資金貸付金	日常生活支援等制度						住居支援等制度			相談・情報支援等制度		裁判関係費用支援等制度			
	死亡	重傷害	性犯罪			家事援助	介護派遣	一時保育	配食サービス	教育関係費	就労準備金	転居費用	家賃	住居緊急避難	精神医療支援	弁護士法律相談	刑事裁判参加旅費	民事裁判参加旅費	再提訴等裁判費用	真相究明支援
横浜市	●	●	●			●	●	●				●		●	●					
名古屋市	●	●	●	● 見舞金		●	●	●	●					●	●					
京都市	●	●																		
神戸市	●	●				●		●	●	●	●	●	●	●			●	●		●
明石市	●	●	●	● 立替金	●	●	●	●				●	●		●	●	●	●	●	●